

掛川市条例第 1 1 号

掛川市災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 0 月 2 日

掛川市長

(別紙)

掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年掛川市条例第116号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に変更する。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 雑則（<u>第16条</u>） （利率）</p> <p>第14条 災害援護資金は、<u>据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞した場合を除き年3パーセントとする。</u> （償還方法）</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還又は半年賦償還とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び政令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>第5章 災害弔慰金等支給審査委員会の設置</u> <u>（第16条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第17条）</u> （利率）</p> <p>第14条 災害援護資金は、<u>無利子とする。</u> （償還方法）</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条までの規定によるものとする。</u> <u>第5章 災害弔慰金等支給審査委員会の設置</u> <u>（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）</u></p> <p><u>第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 雑則</p>

(雑則)

第16条 (略)

(雑則)

第17条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。